

## スマート農業機械体験利用規程

(目的)

第1条 この規程は、農業者等の体験利用のため導入した別紙1に掲げるスマート農業機械（以下「機械」という。）を適切に農業者等に体験させることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(体験利用責任者)

第2条 機械の体験利用責任者は、スマート農業コンシェルジュ（以下「コンシェルジュ」という。）とする。

(体験利用者)

第3条 機械の体験利用を希望する者は、別記様式1に記載の上コンシェルジュあて申し込むものとする。

(体験利用方法)

第4条 コンシェルジュは、利用希望者及び農業大学校と調整し、体験利用の日程を決定する。

2 当日荒天の場合、体験利用は中止する。

3 体験利用者は、コンシェルジュの指導のもと機械操作等の体験を行う。

4 コンシェルジュは、体験利用終了後、農業大学校の確認を受けて機械を返却するものとする。

(体験利用料)

第5条 機械の利用料は、無料とする。

2 体験利用中の事故に備えた傷害保険料は利用者の自己負担とする。

3 体験利用時の燃料、消耗品等必要な資材は、農業大学校の負担とする。

(機械の保全)

第6条 農業大学校は、機械について常に点検整備を行い、体験利用に支障がないよう適切に保全管理をしなければならない。

2 体験利用者が機械を滅失又はき損したときは、県は損害賠償を求めることがある。ただし、利用者の責に帰すべき事由によらないときはこの限りでない。

(負傷等の責任)

第7条 体験利用における不慮の事故で負傷等した場合は、利用者自身にその責任が帰属する。

(帳簿等)

第8条 コンシェルジュは、体験利用の都度別記様式2により記録し、保存するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、農業振興課及び農業大学校で協議し決定するものとする。

附 則

この規程は、令和5年10月24日から施行する。